

# 北海道過疎地域自立促進計画

平成28～令和2年度

北海道

# 目 次

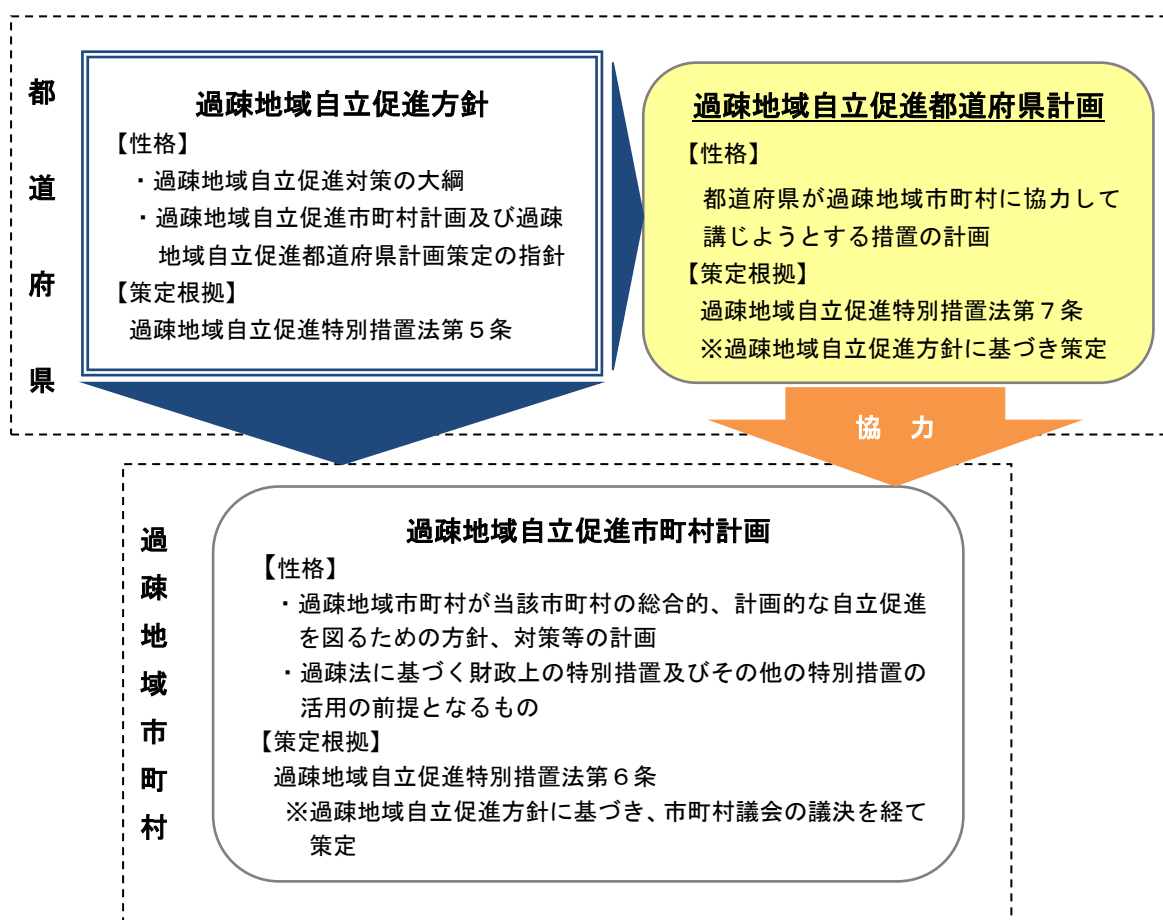
○ はじめに	1
1 基本的な事項	3
(1) 過疎地域の現状と問題点	3
(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	3
2 産業の振興	4
(1) 農林水産業の振興	4
ア 農業	4
イ 林業	7
ウ 水産業	8
(2) 地場産業の振興	9
(3) 企業の誘致対策	9
(4) 起業の促進	10
(5) 商業の振興	10
(6) 観光の振興	11
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	12
(1) 道路の整備	12
ア 基幹的な市町村道等の整備	12
イ 道道等の整備	12
(2) 多様な交通確保対策	13
(3) 情報化の推進	14
(4) 地域間交流の促進	15
4 生活環境の整備	16
5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	17
6 医療の確保	18
7 教育の振興	19
8 地域文化の振興等	20
9 集落の整備	21
10 その他の地域の自立促進に必要な事項	22

# はじめに

## 1 北海道過疎地域自立促進計画の趣旨

この計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第5条の規定により策定した北海道過疎地域自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、道が過疎地域市町村に協力して講じようとする具体的な措置の内容を定める計画として、法第7条の規定により策定するものです。

### 方針と計画の性格と相互の関係



## 2 計画の期間

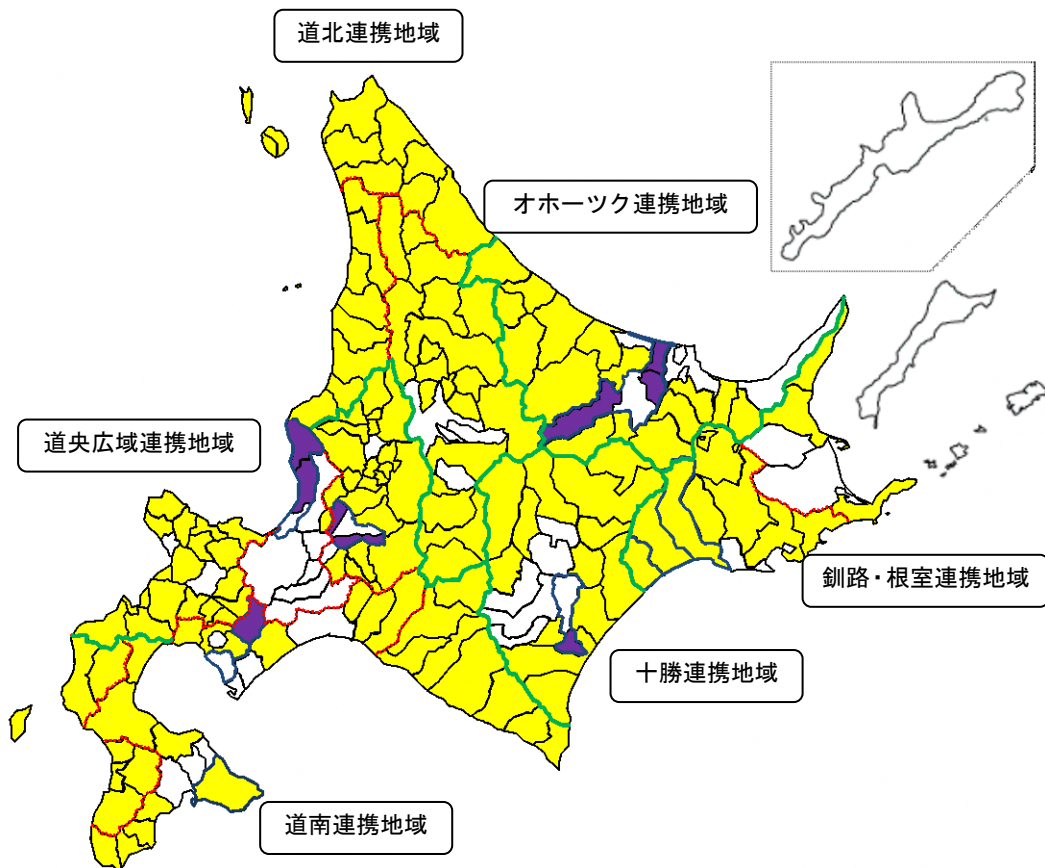
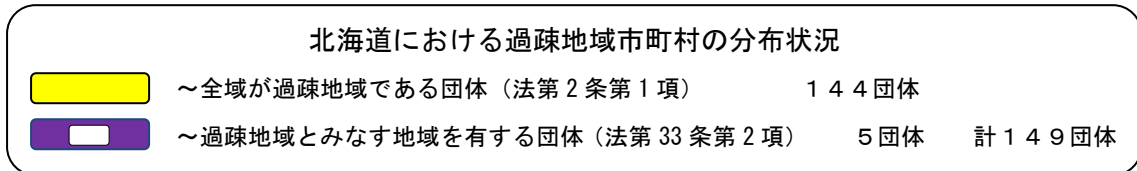
平成28年度から令和2年度までの5か年間

## 3 推進管理体制

この計画に定める過疎地域自立促進対策については、全庁横断的に組織する地域政策推進会議を中心に、過疎対策に関する協議や調整、本計画に関する実績把握など、適切な推進管理に努めます。

#### 4 過疎地域の分布状況

過疎地域自立促進特別措置法第 2 条の規定に基づき公示された本道における過疎地域市町村の数は、平成 31 年 4 月 1 日現在、149 団体（市：22 団体、町：114 団体、村：13 団体）となっており、札幌市を中心とする道央の地域や旭川市、帯広市とその周辺地域などを除き、道内に広く分布しています。



# 北海道過疎地域自立促進計画

## 1 基本的な事項

### (1) 過疎地域の現状と問題点

- 過疎地域から札幌圏など都市部への人口の流出が顕著
- 高齢化の進行と若年層の流出により年齢構成の偏りが顕著
- 担い手不足や就業者の高齢化などを背景に、第一次産業就業人口の減少が顕著
- 財政基盤が脆弱（財政力指数 過疎地域平均：0.20 全道平均：0.25）
- 社会基盤整備において全国の整備状況との格差がなお存在

### (2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

#### 過疎地域の自立促進

～ 住民の安全・安心な暮らしの確保と、豊富な資源や潜在力を生かした個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の構築 ～

過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮していくため、産業や生活に関わる基盤整備等による格差是正のほか、身近な生活交通の確保、医療対策、集落の維持・活性化対策、人材の育成・確保への支援などの様々な施策を展開し、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを進めます。

- 地域社会の自立に向けた大きな潜在力と可能性の発揮
  - ・ 国内有数の生産量を誇る農水産物
  - ・ 清浄な水と空気、四季の変化が鮮明な気候
  - ・ 雄大な自然や美しい景観、地域固有の文化
  - ・ 環境負荷の少ないクリーンエネルギー など
- 本道を取り巻く厳しい現状や人口減少に伴う地域の変化への的確な対応
- 施設の更新・統廃合などの計画的な推進
- 既存ストックの有効活用、人材の育成などソフト対策事業の充実
- 行政・地域コミュニティ・NPO・企業など、多様な主体の協働・連携

※新しい北海道総合計画や北海道創生総合戦略などとの整合性に留意

※各連携地域における「連携地域別政策展開方針」に基づく様々な施策との整合性に配慮

## 2 産業の振興

### (1) 農林水産業の振興

#### ア 農業

平成 28 年 3 月策定の「第 5 期北海道農業・農村振興推進計画」の下、「地域の共感と協力で次代につなぐ農業・農村づくり」を目指して、各般の施策を着実に推進することとします。

- ① 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有
- ② 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進
- ③ 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進
- ④ 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保
- ⑤ 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入
- ⑥ 活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 農地整備事業（経営体育成型）	水田地帯において、将来の農業生産を担う経営体の育成を図りながら、生産基盤及び生活環境の一体的な整備を行う。
② 水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型・支援型）	畑作・酪農経営の合理化を図り、農業生産性の向上、農業構造の改善を図るため、畑作・酪農地帯において、各種の農業農村整備事業を総合的に実施する。
③ 農地整備事業（中山間地域型）	中山間地域における条件不利な水田地帯において、将来の農業生産を担う経営体の育成を図りながら、生産基盤及び生活環境の一体的な整備を行う。
④ 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型・保全型）	水利用の安定と合理化及び農産物の品質向上と農業生産の安定化を図るため、農業用排水施設の整備等を行う。
⑤ 水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）	生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するため、水路のパイプライン化等により水管理の省力化を図るとともに、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るほか、農地集積が一定以上の地区を対象に、水管理の省力化を図るシステム整備を支援する。
⑥ 地域用水環境整備事業	快適な農村環境の創設と自然生態系の保全を図るため農村地域に広範囲に存在する農業水利施設を対象に、水辺環境・魚道等を整備する。

⑦ 草地畜産基盤整備事業	自給飼料の低コスト生産や農作業の効率化など、生産事業性の高い畜産経営の展開を図るため、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する。
⑧ 草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型：再編整備事業）	畜産担い手育成総自給飼料に立脚した畜産主産地の形成を図るため、飼料生産基盤と農業用施設とを一体的に整備する。
⑨ 道営中山間地域総合整備事業	中山間地域における農業生産基盤や農業生活環境基盤等の総合的な整備を行う。
⑩ 農村地域防災減災事業	地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るため、総合的な防災・減災対策を行う。
⑪ 農業・農村コンセンサス形成総合推進事業	農業・農村が発揮している多面的な機能について広く道民の理解を促進するため、農業者や農業者と農業関係以外の団体・教育関係機関などが連携して行う理解を深めるための取組や、全道的な視点に立ったPR・啓発活動を支援する。
⑫ 担い手育成総合推進事業	優れた担い手を育成・確保するため、担い手対策を総合的に実施する。
⑬ 北海道農業担い手育成センター事業	（公財）北海道農業公社において、市町村段階の地域担い手センターと連携しながらきめの細かな担い手対策を総合的に実施する。
⑭ 強い農業づくり事業	食料供給力の強化や生産の持続性の確保及び担い手の育成などにより「強い農業づくり」を推進・整備するため、地域における生産・経営から流通までの諸施策・対策を総合的に支援する。
⑮ 海岸保全施設整備事業	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資する。
⑯ 広域農業用水適正管理対策事業	過年度に実施された国営土地改良事業の施行に伴い、本来用途廃止すべき水門等の農業用水利施設のうち、当該事業完了後においても残存している施設を撤去する。

過疎地域市町村に対する行財政上の援助

① アイ農林漁業対策事業

アイヌ農林漁家の所得や生活水準の向上を図るため、経営の改善に必要な生産基盤や経営近代化施設等の整備を支援する。

※補助率：2／3以内

② 強い農業づくり事業

食料供給力の強化や生産の持続性の確保及び担い手の育成などにより「強い農業づくり」を推進・整備するため、地域における生産・経営から流通までの諸施策・対策を総合的に支援する。

※補助率：メニューにより1／2以内、4／10以内、1／3以内、3／10以内など



## イ 林業

発揮すべき機能に応じて森林を区分し、適切な森林管理のもと地域の特性に応じた森林の整備及び保全を進めるとともに、森林資源の循環利用を進めることにより、持続的で健全な林業及び木材産業等の振興を図ります。

また、道民との協働による森林づくりに向けて、木育の理念を基本とした森林づくりや木材利用に対する道民の理解及び参加・協力を進めます。

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> <p>① 森林環境保全整備事業（造林事業）、農山漁村地域整備交付金事業（造林事業）</p> <p>② 森林整備担い手対策推進費</p> <p>③ クール林業担い手確保対策事業費</p>	<p>森林の有する国土保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供等の多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林の整備を行う。</p> <p>安全衛生の確保、技術技能の向上、福利厚生の実施等、森林作業員の育成及び確保を図る。</p> <p>地域の関係者間で構築するネットワークを活用した新規就業者の確保等を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> <p>① 森林環境保全整備事業【造林事業分（一般民有林）】</p> <p>② 林業・木材産業構造改革事業</p>	<p>森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林の整備を行う。 ※補助率：4/10～7/10</p> <p>地域の創意工夫を活かし、木材の利用拡大や安定的・効率的な供給等を図るため、必要となる機械施設の整備等に対して総合的に支援する。 ※補助率：1/2～1/3</p>

## ウ 水産業

国内外に向けて安全・安心な水産物を安定して供給していくため、疲弊した日本海地域をはじめとして資源状況の改善及び持続的利用、漁業経営体とその後継者の育成・確保と漁業経営の安定、厳しい経営環境や社会情勢への対応が可能な強い漁業経営への転換、水域等の環境保全と漁港・漁村の整備を推進するとともに、食育や水産業、漁村に対する道民理解の促進を図ります。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 水産基盤整備事業 (漁場整備)	水産動植物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備を実施
② 水産基盤整備事業 (漁港施設)	漁業生産の増大と漁船漁業の近代化を図るため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設などの整備を行う。
過疎地域市町村に対する行財政上の援助	
① 農山漁村地域整備交付金（漁港環境整備事業）	漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて安全性及び作業効率の向上に資するための施設整備に対して補助する。 ※補助率：1／2
② 農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）	漁業集落の生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保を図るための施設整備に対して補助する。 ※補助率：1／2 ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設の整備にあっては、1／3
③ 水産業振興構造改善事業	沿岸漁業を中心とした漁業における持続的な生産体制の構築に必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備及び衛生管理に対応した水産物供給体制の整備の推進のため、市町村及び漁協等が行う施設整備等に対して支援する。 補助率：1／2、4／10、1／3、5. 5／10
④ 漁港漁村活性化対策事業	漁港の効率的な利用と美しく快適な漁港環境の形成を図り、さらに、漁業地域の活性化と漁村の暮らしを守る減災対策の強化を図るための施設整備に対して補助する。 補助率：1／2
⑤ 農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金）	地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤と漁村の生活環境施設を総合的に整備する。 ※補助率：6／10

## (2) 地場産業の振興

地域の産業支援機関などとの連携を深めるとともに、経済社会環境の変化に対応した付加価値の高い新製品・新技術の研究開発、人材育成、販路開拓の促進や、経営改善への支援、金融の円滑化などに加え、今後成長可能性の高い健康、環境、国際の視点からの産業おこしの取組に対する支援などにより、地場産業の振興を図ります。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 中小企業競争力強化促進事業	中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品開発などに要する経費に対し補助する。

## (3) 企業の誘致対策

「北海道強靱化計画」を踏まえ、冷涼な気候、地域の豊富で良質な食資源、自然災害リスクの低さなどの本道の優位性を活かしながら、本社機能やコールセンターをはじめとするオフィスの移転、生産拠点の誘致などに取り組みます。

また、道内各地域への企業立地に向け、市町村と連携を図りながら、提案型の企業誘致活動の展開や首都圏企業のサテライトオフィスや遠隔地型テレワーク拠点の誘致などに取り組みます。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 企業立地促進事業	企業立地を促進するため、経済波及効果の高い産業、成長発展が期待される産業及び地域の特性に応じた産業の分野に対し、重点的な措置を講ずる。
② 企業誘致促進事業	国内外からの企業立地を促進するため、各種の企業誘致活動を展開する。

#### (4) 起業の促進

起業の促進は、地域経済の活性化や新たな雇用を生み出す上で大変重要であることから、北海道中小企業総合支援センターをはじめ関係機関と連携を図り、起業に対する融資や補助制度などの活用を促進するとともに、起業間もない事業者に対する個別コンサルティングの実施やクラウドファンディングを活用した起業モデルの創出などに取り組んでおり、引き続き、起業の各段階に応じた総合的な支援に務めていくほか、今後起業の担い手として期待される女性や若者などの起業に向けた支援を推進します。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 地域応援！女性・若者起業家育成支援事業	道内で起業しようとする女性・若者に対する意欲喚起やサポート体制を構築する。
② 中小企業経営資源強化対策事業	地域プラットフォームの形成、事業の発展段階に応じた支援を実施する。
③ ふるさと経済活性化のための起業応援事業	地域課題の解決に資する優れた創業計画を募集・選出・表彰するとともに、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して創業時に要する費用の一部を助成することにより、道内における起業の促進を図る。
④ 地域課題解決型起業支援事業	地域課題の解決を目的として新たに起業する方に対し、起業に必要な経費の一部を補助するほか、事業立ち上げ等に関する伴走支援を実施する。

#### (5) 商業の振興

平成24年に北海道地域商業活性化条例を制定し、商店街の活性化計画の策定やにぎわい創出に向けた支援を行うほか、商店街の活性化を担う人材の育成などに取り組んできているところであり、引き続き、人口減少社会の更なる進行を見据え、地域商業の実態に応じた商店街の魅力づくりやにぎわいの再生に向けた自主的な取組を促進します。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 商店街活力向上推進事業	商店街団体等が行う商業活性化や地域貢献の取組への支援及び商店街、個店の優良事例の発信を行う。

<p>過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>① 地域商業活性化総合対策事業</p> <p>地域商業の実態に応じた自主的な取組を促進するため、実施体制の構築などに支援するとともに、各地域での取組成果を全道に普及する。</p> <p>※補助率：1 / 2</p>
---------------------------	--

(6) 観光の振興

地域の資源を生かした魅力ある観光地づくりや満足度の高いサービスの提供により、滞在型の観光地づくりを促進するとともに、道外からの誘客促進、道民の道内旅行の活性化やターゲットを定めた戦略的な海外からの誘客促進など、国内外への効果的な誘客活動により旅行市場の拡大を図る取組を進めていきます。

事業名	実施内容
<p>道自ら実施する事業</p>	<p>① 北海道観光誘致推進事業</p> <p>(公社)北海道観光振興機構が実施する国内外への各種宣伝誘致事業等に対して助成を行い、観光振興と経済の活性化を図る。</p> <p>② 観光統計調査事業費</p> <p>観光振興施策推進の基礎資料とするため、観光庁が定めた「全国共通基準」に基づき、本道における観光入込客数を調査する。</p> <p>③ 地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業</p> <p>地域の観光協会等が実施する新たな商品づくり・観光地づくり等の取組に対して支援を行う。</p> <p>④ 自然公園施設整備事業</p> <p>国立・国定公園及び道立自然公園等のすぐれた風景地を保護するとともに、利用者の安全確保及び適正な利用の推進を図るため、保護及び利用施設の整備を図るとともに道有施設の補修改良を実施する。</p>
<p>過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>① 自然公園等整備事業補助金</p> <p>自然公園の自然景観の保全を図りつつ、適正な利用を促進するため、道が作成した北海道自然環境整備計画に基づき、交付対象事業を市町村が実施する場合に支援する。</p> <p>※補助率：国立公園整備事業：1 / 2 以内 国定公園等整備事業：45 / 100 以内</p>

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 道路の整備

地域における経済・社会活動の広域化に対応するため、観光施設、インターチェンジなどのアクセス向上など、地域生活を支える幹線道路や日常生活を支える道路の整備を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画による戦略的な維持管理・更新を推進します。

これらの取組により、環境と調和し、連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成を図ります。

また、生産機能の活性化や農山漁村の生活環境の改善を図るため、農道、林道、漁港関連道の整備を進めるとともに、既存の道路施設が今後、順次、本格的な更新時期を迎えることから、長寿命化を図るため計画的な補修・更新を推進します。

#### ア 基幹的な市町村道等の整備

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 林道	新設 29路線 L=14,887m W=3.5m~4.0m以上

#### イ 道道等の整備

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 道道	改良・舗装 173路線 162,000m (路線名) (幅員) (延長) 泊共和線 W=5.5m L=16,000m 美唄富良野線 W=5.5m L=15,500m ほか 防災・補修 830箇所 (路線名) (内容) 奥尻島線 落石対策 別海厚岸線 橋梁補修 ほか
② 街路	延長 7路線 7,290m
③ 農道 広域農道整備事業	改良・舗装 3路線 812m (路線名) (幅員) (延長) 日高中部 5.5m } ※延長整備計画がなく、 日高中部4期 5.5m } 付帯工事のみ計画 空知東部南 5.5m 812m
一般農道整備事業	改良・舗装 1路線 106m (路線名) (幅員) (延長) 豊富 3.0m 106m

農道整備特別対策事業	良・舗装	17 路線	20,268m
	(路線名)	(幅員)	(延長)
	上然別	4.0m	2,416m
	本別柏野線	5.5m	1,925m
	上春別56線	5.5m	1,690m
外	14 路線	14,237m	
農地整備事業（通作条件整備）	改良・舗装・修繕	92 路線	150,192m
	(路線名)	(幅員)	(延長)
	東宝	4.0m	430m
	富岡	4.0m	917m
	上春別第二	4.0m	2,488m
	外	89 路線	146,357m

## (2) 多様な交通確保対策

北海道新幹線の整備や航空ネットワークの充実などを通じて、本道産業の活性化に重要な役割を担う道内の幹線交通ネットワークの強化に向けた取組を進めるとともに、地域の日常生活を支える地域交通の維持・確保に向けて、地域の実情に応じた公共交通サービスの展開を促進することなどにより、本道の経済活動や安全・安心で快適な暮らしを支える交通ネットワークの形成を図ります。

事業名	実施内容
道自ら実施する事業	
① 生活交通路線維持対策事業	乗合バス・廃止代替バス事業の路線を維持する。
② 定期航路維持対策事業	離島航路旅客定期航路事業者に対する助成を行う。
③ 地域航空ネットワーク形成推進事業	地域航空ネットワークの形成を推進するとともに、北海道関係航空路線の維持・確保や各空港の活性化及び空港間の連携を促進する。
④ 離島航空路線維持対策事業	道内離島航空路線の確保を図る観点から、航空会社に対して運航費の一部を補助する。
⑤ 空港整備事業	過疎地域における生活路線の確保に係る空港の整備を行う。
⑥ 空港維持管理事業	過疎地域における生活路線の確保に係る空港の維持管理を行う。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> <p>① 生活交通路線維持対策事業</p>	<p>地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、乗合バス事業の路線維持を図る。</p> <p>※補助率：1/2 (市町村生活バス路線運航費補助金は補助率 1/10)</p>
--	---

### (3) 情報化の推進

「いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる個性と活力に満ちた北海道」をめざし、地域、産業、行政の分野における情報化に加え、これらを支えるための環境づくりという視点から情報化を進めます。

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> <p>① 電子自治体共同システム運用事業</p>	<p>道及び市町村の電子自治体化を推進するため、道と市町村が共通して利用できる共通基盤システムの運用を図る。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> <p>① 移動通信用鉄塔施設整備事業</p>	<p>携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差の是正を図るため、移動通信用鉄塔等の施設整備を促進する。</p> <p>○施設整備補助 ※補助率：1/2 (サービスエリア内の世帯数が100世帯未満の場合にあっては、2/3)</p> <p>○償還金補助 ※補助率：41分の6.3以内(過疎債を活用した場合)</p>



#### (4) 地域間交流の促進

首都圏の若者をはじめ、都市部に住む多くの方々が地域や地域の人々と多様に関わり、地域の担い手として活躍を促すとともに、移住定住に向けてそれぞれの地域の個性に応じた取組を拡大します。

事業名	実施内容
<p data-bbox="284 481 571 533">道自ら実施する事業</p> <p data-bbox="284 555 592 629">① 北海道移住サポート推進事業費</p> <p data-bbox="284 913 612 987">② 北海道型ワーケーション普及・展開事業</p> <p data-bbox="284 1317 595 1391">③ 関係人口創出・拡大事業</p>	<p data-bbox="639 555 1369 853">平成27年度に道庁内、平成28年度に東京（東京交通会館8階）に開設した「北海道ふるさと移住定住推進センター」において、「しごと」や「住まい」など本道への移住に関する情報提供やきめ細かな相談対応を行うとともに、関係機関と連携しながらセミナーや相談会等を開催するなど、移住希望者へ効果的な情報発信に取り組む。</p> <p data-bbox="639 913 1369 1122">首都圏の若者層を対象に、北海道と関わるきっかけの提供や関わりを楽しむ方とのつながりを維持・強化するため、「北海道とつながるカフェ」や、北海道の魅力や関わり方等の情報提供を行う「ほっかいどう応援フェア」を首都圏で開催する。</p> <p data-bbox="639 1137 1369 1256">また、首都圏の企業等を対象に道内の観光地などで休暇を兼ねてテレワークを行う労働形態、いわゆるワーケーションの取組の普及・展開を図る。</p> <p data-bbox="639 1317 1369 1615">道内においては、札幌圏への人口集中等による地域創生の担い手不足解消への一助とするため、札幌圏をはじめとした都市部の住民を対象に、地域と関わる暮らし方や働き方などを積極的に発信する場を提供し、地域のニーズや課題と札幌市民等のスキルやノウハウ等を結び付ける、いわゆる「関係案内所」機能の構築により、「道内版関係人口」の創出・拡大を図る。</p>

#### 4 生活環境の整備

だれもが住みよい北国の生活環境の創出を図るため、下水道やごみ処理施設の計画的な整備・更新や安全で安心な水道水の供給、緑豊かな公園の整備など生活環境施設の整備を促進するとともに、消防・救急体制の充実強化に努めます。

事業名	実施内容
<div data-bbox="284 488 564 539" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道自ら実施する事業</div> <p data-bbox="284 566 475 600">① 流域下水道</p> <p data-bbox="284 696 560 730">② 都市公園整備事業</p> <p data-bbox="284 781 560 815">③ 公営住宅整備事業</p>	<p data-bbox="667 566 1002 645">石狩川流域下水道 計画処理人口 104,330人</p> <p data-bbox="667 696 1023 730">道立広域公園の整備を行う。</p> <p data-bbox="639 781 1369 860">低額所得者に対する低廉な家賃による賃貸住宅の供給を行う。</p>
<div data-bbox="284 943 564 1010" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> <p data-bbox="284 1037 612 1115">① 生活基盤施設耐震化等交付金事業</p>	<p data-bbox="639 1037 1369 1115">水道施設の耐震化等の事業を実施する市町村等に対し補助する。</p> <p data-bbox="667 1122 1369 1279">※交付率：水道施設等耐震化事業：1/4～1/2 以内 水道事業運営基盤強化推進等事業：1/4～1/3 以内 官民連携等基盤強化推進事業：1/4～1/3 以内 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業：1/3 以内</p>

## 5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

だれもが住み慣れた地域の中で、ともに参加し支え合いながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを産み育てることができ環境づくりを進めます。

事業名	実施内容
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道自ら実施する事業</p> <p>① 公衆衛生看護活動基盤整備事業</p>	<p>道立保健所が管内市町村における地域保健活動の現状・課題を把握し、市町村保健師等の実践能力の向上を図るための調整や支援を行い、地域保健活動体制の整備を図る。</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	
<p>① 老人福祉施設等整備事業</p>	<p>居宅において養護を受けることが困難な高齢者若しくは常時介護を必要とする高齢者が入所する施設等を整備する事業に対して助成する。 補助率：定額 ただし大規模修繕については、3/4</p>
<p>② 介護サービス提供基盤等整備事業</p>	<p>定員 29 名以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の整備のほか、介護施設等の開設準備経費や特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護を図るための改修等に要する経費に対し助成する。 補助率：定額 ただし、定期借地権設定のための一時金の支援事業については、1/2</p>
<p>③ 地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>地域の実情に応じて保育や子ども・子育て支援を充実するため、子ども・子育て家庭等を対象に、地域子育て支援拠点事業や「病児保育」、「放課後児童クラブ」などを実施する市町村に補助する。 補助率：1/3 以内</p>
<p>④ 社会福祉施設整備費補助事業（児童厚生施設等整備事業）</p>	<p>留守家庭児童の健全育成、こども会・母親クラブ等の組織活動の育成を図るため、放課後児童クラブや児童館及び児童センター等の整備に要する経費を市町村等に助成する。 補助率：1/3 以内</p>

## 6 医療の確保

地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院等の機能の充実・強化や自治体病院等の広域連携など医療機関相互の連携と機能分担を進め、医師等の確保や定着に関する対策、患者搬送体制の充実・強化を図るなど、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立します。

事業名	実施内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道自ら実施する事業</div> <p>① 離島・無医地区等巡回診療事業</p> <p>② 自治医科大学運営事業</p> <p>③ 診療所医療機器整備事業</p>	<p>歯科医療を受ける機会の確保が困難な離島での巡回歯科診療に対し、歯科診療班の派遣を行い、地域住民の歯科診療を確保する。</p> <p>へき地等に勤務する医師を継続的かつ安定的に確保するため、学校法人自治医科大学において、医師の養成を図る。</p> <p>へき地医療の確保・拡充を図るため、道立診療所において必要な医療機器を整備する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</div> <p>① へき地診療所施設設備整備・運営事業</p> <p>② へき地患者輸送車整備事業</p> <p>③ へき地医療拠点病院事業</p> <p>④ 地域医療対策支援事業</p>	<p>無医地区等に設置されたへき地診療所の施設設備整備及び運営に対する支援を行い、無医地区等の住民の医療の確保と充実を図る。 補助率：1/3以内、1/2以内、2/3以内</p> <p>へき地における医療を確保するため、容易に医療機関を利用することが困難な地域について、患者輸送車の整備を促進する。 補助率：1/2以内</p> <p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣などを行うへき地医療拠点病院の運営及び整備に対する支援を行い、無医地区等の住民の医療の確保と充実を図る。 補助率：10/10以内</p> <p>道内の各地域の医療機関における医師の充足と医療機能の強化を促進し、もって地域医療の充実を図るため、(公財)北海道地域医療振興財団が実施するドクターバンク推進事業に助成する。 補助率：10/10以内</p>

## 7 教育の振興

本道の将来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに成長し、また、すべての道民が生き生きと充実した生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、自らの興味や関心、目的などに応じて、生涯学習活動や文化・スポーツ活動に取り組み、学習や活動の成果を社会の中で生かしていくことができる学習環境づくりを進めます。

事業名	実施内容
<p data-bbox="284 544 568 589">道自ら実施する事業</p> <p data-bbox="284 607 568 678">① 学校司書配置促進事業</p> <p data-bbox="284 768 568 801">② 図書館関連経費</p>	<p data-bbox="641 607 1369 678">学校司書研修や働きかけ等により、市町村における学校司書の配置を促進する。</p> <p data-bbox="641 768 1369 880">道立図書館の職員派遣や図書貸出しによる市町村図書館支援のほか、インターネット貸出しにおける市町村との連携強化等を図る。</p>

## 8 地域文化の振興等

文化の担い手は、一人ひとりの道民であり、道民が自主的に文化活動にかかわることができる環境をつくっていくことを基本に、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など広範な分野において、総合的・効果的に文化振興施策を推進します。

事業名	実施内容
<p data-bbox="284 544 568 591">道自ら実施する事業</p> <p data-bbox="284 622 593 698">① 北海道ふるさと民俗 芸能伝承事業</p> <p data-bbox="284 757 568 833">過疎地域市町村に対 する行財政上の援助</p> <p data-bbox="284 851 612 927">① 北海道巡回小劇場公 演事業</p>	<p data-bbox="641 622 1366 698">民俗芸能の保存団体等に、伝承に係る先進事例等に触れる機会を提供することにより、継続的な振興・伝承を図る。</p> <p data-bbox="641 846 1366 967">舞台芸術の鑑賞機会の少ない地域の児童・生徒を対象とした小編成の音楽、児童劇等の舞台公演の実施を促進する。</p> <p data-bbox="667 985 951 1016">補助率等：1／3以内</p>

## 9 集落の整備

本道における集落対策の指針となる「北海道における集落対策の方向性」に基づき、集落住民の生活向上を図るため、生活環境施設等の整備を促進するとともに、住民と市町村が連携しながら、集落の課題の把握や課題解決に向けた主体的な取組の促進を図ります。

事業名	実施内容
<p data-bbox="284 488 568 533">道自ら実施する事業</p> <p data-bbox="284 551 568 584">① 集落総合対策事業</p>	<p data-bbox="641 551 1361 860">集落対策に取り組む市町村のサポートをはじめ、集落を支える人材の育成、集落問題に関する研究、困りごとを気軽に相談できるサロン、会議、有識者と気軽に相談できる場の設定、集落間の交流を深める場づくりに取り組む。また平成25年度から2年間の集中対策期間で取り組んだ、集落総合対策モデル事業の成果や、新たなビジネスの起業、生活支援に関する取組を幅広く普及・発信し、集落対策の取組の各地域への定着を目指す。</p>

10 その他の地域の自立促進に必要な事項

事業名	実施内容
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道自ら実施する事業</p> <p>① 地域政策推進事業</p> <p>② 地域づくり総合交付金</p>	<p>地域課題の解決に向けた取組や道・市町村の総合戦略を推進するため、総合振興局・振興局自らが地域と連携・協働のもと、地域に根ざした政策を企画・立案・実施する。</p> <p>個性豊かで活気に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するため、地域課題の解決や地域活性化を目的として行う各種団体等の取組に対して支援する。</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p> <p>① 離島振興対策事業</p> <p>② 地域づくり総合交付金</p> <p>③ 市町村振興基金貸付事業</p>	<p>離島住民の生活の安定を図るため、本土に比較して価格差のあるプロパンガスの価格安定に向けた取組に対して支援する。</p> <p>※補助率：1／2以内</p> <p>個性豊かで活気に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するため、地域課題の解決や地域活性化を目的として行う市町村の取組に対して支援する。</p> <p>※交付率 地域づくり推進事業：1／2以内          特定課題対策事業：1／2以内          市町村連携地域モデル事業：定額交付          (上限：500万円)</p> <p>市町村の振興に必要な財政支援を行うため、市町村の公共施設や生活基盤等の整備に要する資金の貸付を行う。</p> <p>※貸付内容          貸付利率：貸付時の財政融資資金貸付利率と同率          貸付額：経費(特定財源等を除く)の概ね75%、95%          償還期間：12年以内、15年以内(据置期間2年以内)          ただし、車両、機械器具(設備)の購入事業については、7年以内(据置期間2年以内)</p>